

令和8年4月8日

鴻巣北小学校PTA会員各位

鴻巣市立鴻巣北小学校
PTA会長 西脇 武利
校 長 田川 豊

PTA規則集の変更提案

PTA会員の皆様にはおかれましては、日頃よりPTA活動にご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、今年度検討してまいりましたPTA規則集の会則一部変更について、規則集『第63条（会則の改廃）』に則り、令和8年度PTA定期総会に提案致します。ご審議の程、宜しくお願ひ申し上げます。

記

1. 変更内容

① 「会則」 第4章 会員 第7条 （会費） P1

（変更前） 会費は、年額4,200円とし、5月、10月の年2回の分納とする。

（変更後） 会費は、年額4,200円とし、6月、9月の年2回の分納とする。

* 5月→6月、10月→9月に変更